

細則の改正について

2023年3月吉日
西丘小学校 PTA

2023年3月に実施の臨時運営委員会におきまして、細則の改正が決定しました。改正点は次のとおりです。

1. 指名委員の選出人数

- ・保護者（運営委員を除く）からの指名委員の選出枠について、現行の「各学級から1名」を、「各学年から2名」に変更

2. 役員経験者の翌年度以降の選出免除範囲改定

- ・副会長経験者は以後、常置委員・指名委員・地区安全委員・協力要員への選出免除（選出免除の範囲を会長経験者と同等とする）
- ・書記、一般会計、特別会計は以後、常置委員・指名委員の選出免除、地区安全委員は児童1名分免除（指名委員への選出免除を追加）

3. 条文の文章の簡易化

- ・過去に繰り返し改訂され複雑になりすぎた条文、解釈に迷うような表記を整理し、平易な文章に書き換える。

該当の箇所、および詳細については、下記の比較表をご参照ください。

1. 指名委員の選出人数

旧細則（2022年3月改正）	新細則（2023年3月改正）
第1条 (1) (7) 各学級の父母の中から、互選により、それぞれ1名の指名委員を選出する	第1条 1（指名委員会） (1) 各学年の児童の保護者から互選により2名

2. 役員経験者の翌年度以降の選出免除範囲改定

旧細則(2022年3月改正)	新細則(2023年3月改正)
第9条 3 会員は原則として、1人の児童につき一度は委員を引き受けるものとする。役員も委員をしたものとみなし、すべての児童につき二度目の常置委員への選出は免除される。健全育成委員長も、同様に選出は免除される。また会長職に限り、以降の常置委員への選出は免除される。	第9条 3 （役員・常置委員長・人権協常任委員経験者の選出免除） 会員は原則として、1人の児童につき一度は委員を引き受けるものとする。なお、過去に役員・健全育成委員長・学級委員長・親子カーニバル委員長・広報委員長・人権協常任委員を引

<p>3の2 <u>前項の規定に関わらず、平成22年度以降</u>役員を引き受けたものは、以降の常置委員への選出は免除される。</p> <p>3の3 <u>平成28年度以降</u>に健全育成委員長を引き受けた者は、児童2人分の常置委員を経験したものとし、児童2人分の常置委員への選出は免除される。</p> <p>3の4 <u>平成29年度より、過去の経験者も含め、役員・健全育成委員長・学級委員長・親子カーニバル委員長・広報委員長・人権協常任委員</u>を引き受けたものは、以降の常置委員への選出は免除される。また、児童の1名分の地区安全委員も免除される。</p> <p>3の5 <u>令和3年度より、会長職</u>を引き受けた場合は、以降の常置委員、指名委員、地区安全委員、協力要員への選出を免除される。</p>	<p>き受けた者は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 過去に会長あるいは副会長を引き受けた者は、以降の常置委員・指名委員・地区安全委員・協力要員への選出を免除される。</p> <p>(2) 役員のうち、過去に書記・一般会計・特別会計を引き受けた者は、以降の常置委員・指名委員と、児童1名分の地区安全委員への選出を免除される。</p> <p>(3) 過去に健全育成委員長・学級委員長・親子カーニバル委員長・広報委員長・人権協常任委員を引き受けた者は、以降の常置委員と、児童1名分の地区安全委員への選出を免除される。</p>
<p>第14条</p> <p>2 令和3年度より、地区安全委員長の選出方法は第1条を準用する。</p> <p>3の1 地区安全委員は原則として1人の児童につき一度は委員を引き受けるものとする。また、他の委員と重複することができるものとする。ただし、<u>役員・常置委員長経験者は1人の児童につき地区安全委員への選出は免除される。</u>また、同年度に役員および常置委員長の役にあるものは地区安全委員を引き受けることができない。</p> <p>3の2 平成28年度以降の人権協常任委員は、児童1名分の地区安全委員選出を免除される。</p> <p>3の3 令和3年度より、過去の経験者も含め、地区安全委員長を引き受けたものは、以降の常置委員への選出は免除される。</p>	<p>第14条</p> <p>2 (地区安全委員長の選出)</p> <p>地区安全委員長の選出方法は第1章第1条を準用する。</p> <p>3 (地区安全委員と他委員との兼任の可否、および選出免除)</p> <p>一般会員は原則として1人の児童につき一度は地区安全委員を引き受けるものとする。また、役員・常置委員長を除き、他の委員と兼任することができる。なお、下記のいずれかに該当する場合は、選出を免除される。</p> <p>(1) 過去に会長・副会長を引き受けたものは、以降の地区安全委員への選出を免除される。会長・副会長以外の役員・常置委員長経験者は、児童1名分の地区安全委員への選出を免除される。</p> <p>(2) 過去の経験者も含め、人権協常任委員を引き受けた者は、児童1名分の地区安全委員選出を免除される。</p> <p>(3) 過去の経験者も含め、地区安全委員長を引き受けたものは、以降の常置委員への選出は免除される。</p>

3. 条文の文章の簡易化

現細則(2022年3月改正)	新細則(2023年3月改正)	補足
<p>第1条 役員・会計監査委員・常置委員長の選挙及び就任は、次の通り行われる。</p>	<p>第1条 役員・会計監査委員・常置委員長・地区安全委員長・人権協 常任委員の選挙及び就任は、次の通り行われる。</p>	<p>・地区安全委員長・人権協常任委員を追記（赤字部分）。</p>
<p>(1) 若干名の委員からなる指名委員会を次の方法によってつくる。 (ア) 各学級の<u>父母</u>の中から、互選により、それぞれ1名の指名委員を選出する。ただし、常置委員及び当該年度の臨時委員及び指導ルーム、人権協担当者以外から選ぶものとする。 (イ) 教職員の中から、互選により、2名の指名委員を選出する。 (ウ) 運営委員の中から、互選により、2名の指名委員を選出する。 <u>但し、平成28年度以降に地区安全委員長を引き受けた者が、常置委員経験者の場合、指名委員への選出は免除される。</u></p>	<p>1 (指名委員会) 会員の中から次の方法で指名委員を選出し、指名委員会を置く。 (1)各学年の児童の保護者（一般会員）から互選により2名。 (2)教職員（賛助会員）から互選により2名。 (3)運営委員から互選により2名。なお、うち1名は副会長、残り1名は役員以外の運営委員で、指名委員未経験の者とする。</p>	<p>・「父母」→「児童の保護者（一般会員）」に言い換える。 ・「教職員」に「（賛助会員）」を追記。 規約に、保護者を一般会員、教職員を賛助会員とする、という記載があるため。 ・現細則の（ウ）は細則から削除。該当者がほぼいないため。但し、運営委員から指名委員を選出する際にはそれぞれの業務負担量を考慮したうえで決定する。</p>
<p>(2) 指名委員には、原則として1度選出された会員は再選出されないものとする。</p>	<p>2 (指名委員の選出回数) 指名委員には、原則として1家庭につき1回選出されるものとし、1度引き受けた会員は再選出されない。</p>	<p>・「1家庭につき1回」を追記。（常置委員の「児童1名につき1回」と混同しないようにするため）</p>
<p>(3) 指名委員会は、<u>前項(ア)</u>により選出された委員の中から、委員長及び副委員長を互選より選出する。ただし、役員、常置委員会委員長に一度選出された会員は、指名委員会委員長及び副委員長への選出を免除される。</p>	<p>3 (指名委員長・副委員長の選出) 指名委員会は、第1条1の(1)により選出された指名委員の中から、委員長及び副委員長を互選により選出する。ただし、役員および常置委員長経験者以外から選出する。</p>	<p>・「前項(ア)」→「第1条1の(1)」に言い換える。</p>
<p>(4) 選挙管理委員には、立候補者が重複した場合に指名委員が就任し、委員長1名を互選により選出する。 (7) 選挙管理委員は、選挙の少なくとも5日前までに、候補者の氏名・<u>住所・性別</u>・児童の学年組を全会員に知らせる。選挙管理委員は、選挙に関するその他いっさいの事務を取り扱う。</p>	<p>7 (選挙管理委員) 一つの役職に対し立候補者が重複した場合、指名委員は選挙管理委員に就任し、選挙に関する一切の事務を執り行う。選挙管理委員は、選挙の少なくとも5日前までに、候補者の氏名・児童の学年組を全会員に知らせる。</p>	<p>・第1条(4)、(7)の条文を統合。 ・候補者の住所・性別は公表する必要がない（実際公表していない）ため条文から削除。</p>

<p>(5) 指名委員の名を <u>1月末までに</u> 全会員に知らせる。</p>	<p>4 (指名委員の周知) 指名委員会は、第1回指名委員会開催後、すみやかに指名委員の名を全会員に知らせる。</p>	<p>・実際に指名委員の名前が周知されるのが1回目の指名委員会(9月~10月頃)後なので「1月末まで」から修正。</p>
<p>(6) 指名委員会は、各役員・会計監査委員・常置委員長別に、選挙の少なくとも10日前までに定員以上の候補者を指名する。なお、過去に常置委員長を引き受けたものは、各役員への指名を免除される。</p>	<p>6 (指名候補) 指名委員会は、各役員・会計監査委員・各常置委員長・地区安全委員長・人権協常任委員の選出にあたって、立候補もしくは推薦による選出を優先させる。指名委員会が指定する期間中に立候補・推薦がない役職があった場合、指名委員会は定員以上の候補者(指名候補)を一般会員から指名する。なお、過去に役員・会計監査委員・常置委員長・地区安全委員長・人権協常任委員を引き受けた者は、指名を免除される。</p>	<p>・実際の選出手順に則した表記に修正。 昨今は立候補、推薦、もしくは指名候補からの選出が優先されており、「選挙」が実施されることはごくまれであるため。(注:選挙自体は廃止されておらず、選出方法として今も存続している。)</p>
<p>(8) 候補者の指名は、一般会員からなすことができる。このために指名委員の指名通知の日付から10日以内に、指名委員会に、文書で届け出なければならない。</p>	<p>5 (立候補および推薦) 一般会員は自ら立候補することができる。また他の一般会員を候補者として推薦することができる。その場合は指名委員会が指定する期間中に、所定の立候補用紙、推薦用紙で届け出る。</p>	<p>・難解な表現なので、修正。 「一般会員」とは規約にあるとおり児童の保護者。(教職員は「賛助会員」。賛助会員に被選挙権はない。) 「指名委員会に文書で届け出」とは、選出時期に指名委員会から配布される立候補・推薦用紙を指す。</p>
<p>(9) 候補者の指名は、指名委員会によってなされる場合も、前号の場合も、その氏名を発表する前に、被指名者の同意を得なければならない。但し、指名の同意が得られず、役員・会計監査委員・常置委員長の定員に満たない場合は、下記条件を満たす会員から抽選で選出する。なお、抽選により選出された会員は原則引き受けるものとする。 【条件】:次年度高学年(現3年生から現5年生)の在籍児童がいる会員。 但し、以下のいずれかに該当する場合を除く。 (ア) 今年度までに本人及び兄弟姉妹(現1年生~現6年生)を含め常置委員を経験した会員。なお、常置委員経験に卒業生は含まない。 (イ) 前年度3月終了時点まで在籍していない会員。</p>	<p>9 (抽選による選出) 候補者の指名は、指名委員会によってなされる場合も、一般会員による自薦・他薦の場合も、その氏名を発表する前に、被指名者の同意を得なければならない。被指名者の同意が得られず、役員・会計監査委員・常置委員長・地区安全委員長・人権協常任委員の各定員に満たない場合は、下記の条件を満たす会員から抽選で選出する。なお、抽選により選出された会員は原則引き受けるものとする。 【条件】次年度高学年(現3年生から現5年生)の在籍児童がいる会員 但し、以下のいずれかに該当する場合を除く。</p>	<p>・「前号の場合」→「一般会員による自薦・他薦の場合」に修正。 ・「地区安全委員長・人権協常任委員」を追記。</p>

	<p>(ア) 今年度までに本人及び兄弟姉妹（現1年生～現6年生）を含め常置委員を経験した会員。なお、常置委員経験に卒業生は含まない。</p> <p>(イ) 前年度3月修了式時点で在籍していない会員。</p>	
<p>(10) 役員、会計監査委員、常置委員長は、会員の無記名投票によるか、または3月に臨時総会を開催し、その総会に出席した会員の無記名投票により過半数で選挙される。ただし、候補者がなく指名候補が役員となったときは、その旨を会員に通知し、これをもって選挙に替えるものとする。</p>	<p>8 （選挙）</p> <p>役員・会計監査委員・常置委員長・地区安全委員長は、会員の無記名投票によるか、または年度末までに臨時総会を開催し、その総会に出席した会員の無記名投票により過半数で選挙される。ただし、以下の場合は選挙を行わず、会員への通知をもって選挙に替えるものとする。</p> <p>(1) 各役職の定員と同一数の立候補、もしくは推薦により定員を満したした場合</p> <p>(2) 指名候補が就任に同意した場合</p> <p>(3) 抽選による選出となったとき</p>	<p>・旧細則では選挙による選出が前提となっているが、選挙まで実施することはほぼないのが現状。よって、実際に行われている(1)～(3)の選出方法を追記。</p>
<p>(11) 役員、会計監査委員、常置委員長は、4月1日に就任する。</p>	<p>10 （就任時期）</p> <p>役員・会計監査委員・常置委員長・地区安全委員長は、4月1日に就任する。</p>	<p>・地区安全委員長を追記。</p>
<p>第2条 会長に欠員が生じた時には、運営委員会の議決により、副会長の1名が前任者の残任期間会長となる。</p> <p>第3条 会長以外の役員に欠員が生じた時には、運営委員会がこれに補充する。任期は前任者の残任期間とする。</p>	<p>第2条 会長に欠員が生じた時には、運営委員会の議決により、副会長のうち1名が会長となる。任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>第3条 会長以外の役員に欠員が生じた時には、運営委員会がこれに補充する。任期は前任者の残任期間とする。</p>	<p>・第2条の文章を第3条の文章の書き方に合わせた（赤字部分）。</p>
<p>第4条 会員の異動および新役員に関する報告、ならびに年間計画および収支予算の審議決定は年度始めの定期総会で行う。</p>	<p>第4条 会員の異動および新役員に関する報告、ならびに年間計画および収支予算の審議決定は定期総会で行う。</p>	<p>・「年度はじめの」を削除。</p>
<p>第9条 各委員および各委員長、人権協常任委員の選出方法は以下の通りとする。</p> <p>1 学級委員の選出については、各学年から6名、親子カーニバル委員、健全育成委員の選出については、各学年から3名、広報委員の選出については、各学年から1名互選により選出する。</p>	<p>第9条 各委員および各委員長、人権協常任委員の選出方法は以下の通りとする。</p> <p>1 （各委員の定員）</p> <p>学級委員 ：各学年から6名、</p> <p>親子カーニバル委員・健全育成委員：各学年から3名、</p>	<p>・1と2は見やすい表記に変更。</p> <p>・3は「3の2」～「3の5」を整理し「3」にまとめたうえで、副会長および書記・一般会計・特別会計の免除特典を</p>

<p>ただし、学年の学級数が2学級以下になる場合は学級委員の選出について、各学級から2名、親子カーニバル委員、健全育成委員の選出については、各学級から1名、広報委員の選出については、各学年から1名互選により選出する。</p> <p>2 第1章第1条により、健全育成委員会は委員長3名、学級・親子カーニバルの各委員会は委員長2名、広報委員会は委員長1名を、選出する。</p> <p>3 会員は原則として、1人の児童につき一度は委員を引き受けるものとする。役員も委員をしたものとみなし、すべての児童につき二度目の常置委員への選出は免除される。健全育成委員長も、同様に選出は免除される。また会長職に限り、以降の常置委員への選出は免除される。</p> <p>3の2 前項の規定に関わらず、平成22年度以降役員を引き受けたものは、以降の常置委員への選出は免除される。</p> <p>3の3 平成28年度以降に健全育成委員長を引き受けた者は、児童2人分の常置委員を経験したものとし、児童2人分の常置委員への選出は免除される。</p> <p>3の4 平成29年度より、過去の経験者も含め、役員・健全育成委員長・学級委員長・親子カーニバル委員長・広報委員長・人権協常任委員を引き受けたものは、以降の常置委員への選出は免除される。また、児童の1名分の地区安全委員も免除される。</p> <p>3の5 令和3年度より、会長職を引き受けた場合は、以降の常置委員、指名委員、地区安全委員、協力要員への選出を免除される。</p> <p>(4・5については省略)</p>	<p>広報委員 ：各学年から1名を、互選により選出する。</p> <p>ただし、学年の学級数が2学級以下になる場合は次のとおりとする。</p> <p>学級委員 ：各学級から2名、 親子カーニバル委員・健全育成委員：各学級から1名、 広報委員 ：各学年から1名を、互選により選出する。</p> <p>2 (各委員長の定員)</p> <p>健全育成委員会 ：委員長3名、 学級委員会・親子カーニバル委員会：委員長2名、 広報委員会 ：委員長1名</p> <p>選出方法は第1章第1条に定めるとおりとする。</p> <p>3 (役員・常置委員長・人権協常任委員経験者の選出免除)</p> <p>一般会員は原則として、1人の児童につき一度は委員を引き受けるものとする。なお、過去に役員・健全育成委員長・学級委員長・親子カーニバル委員長・広報委員長・人権協常任委員を引き受けた者は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 過去に会長あるいは副会長を引き受けた者は、以降の常置委員・指名委員・地区安全委員・協力要員への選出を免除される。</p> <p>(2) 役員のうち、過去に書記・一般会計・特別会計を引き受けた者は、以降の常置委員・指名委員と、児童1名分の地区安全委員への選出を免除される。</p> <p>(3) 過去に健全育成委員長・学級委員長・親子カーニバル委員長・広報委員長・人権協常任委員を引き受けた者は、以降の常置委員と、児童1名分の地区安全委員への選出を免除される。</p> <p>(4・5については省略)</p>	<p>追記。(副会長：全て免除へ変更、書記・一般会計・特別会計：指名委員免除を追加)</p> <p>・「〇〇年度より(以降)」を「過去に」に言い換える。</p>
---	--	--

<p>第 11 条 各常置委員会の目的・活動内容は以下の通りとする。</p> <p>1 学級委員会 教師と父母との連絡交流に努め、教室の美化整備、学校行事等に協力する。</p> <p>学校施設・整備など教育環境の整備拡充を図る。</p>	<p>第 11 条 各常置委員会の目的・活動内容は以下の通りとする。</p> <p>1 学級委員会 教師と保護者との連絡交流に努め、教室の美化整備、学校行事等に協力する。</p> <p>学校施設・整備など教育環境の整備拡充を図る。</p>	<p>・「父母」→「保護者」へ言い換える。 (第 1 条でも「父母」から「保護者」に言い換えているため)</p>
<p>第 14 条 地区安全委員及び地区安全委員長の選出方法は以下の通りとする。</p> <p>1 地区安全委員の選出については、地区の推薦に基づき運営委員会が定める。</p> <p>但し、原則、地区内で最終学年（6 年生）の保護者の常置委員未経験者から優先で、地区安全委員を推薦する。</p> <p>2 <u>令和 3 年度より</u>、地区安全委員長の選出方法は第 1 条を準用する。</p> <p>3 の 1 地区安全委員は原則として 1 人の児童につき一度は委員を引き受けるものとする。また、他の委員と重複することができるものとする。ただし、役員・常置委員長経験者は 1 人の児童につき地区安全委員への選出は免除される。また、同年度に役員および常置委員長の役にあるものは地区安全委員を引き受けることができない。</p> <p>3 の 2 <u>平成 28 年度以降の人権協常任委員</u>は、児童 1 名分の地区安全委員選出を免除される。</p> <p>3 の 3 <u>令和 3 年度より</u>、過去の経験者も含め、地区安全委員長を引き受けたものは、以降の常置委員への選出は免除される。</p>	<p>第 14 条 地区安全委員及び地区安全委員長の選出方法は以下の通りとする。</p> <p>1 (地区安全委員の選出)</p> <p>地区安全委員の選出は、地区の推薦に基づき運営委員会が定める。ただし、原則、地区内で最終学年（6 年生）の保護者の常置委員未経験者から優先で、地区安全委員を推薦する。</p> <p>2 (地区安全委員長の選出)</p> <p>地区安全委員長の選出方法は第 1 章第 1 条を準用する。</p> <p>3 (地区安全委員と他委員との兼任の可否、および選出免除)</p> <p>一般会員は原則として 1 人の児童につき一度は地区安全委員を引き受けるものとする。また、役員・常置委員長を除き、他の委員と兼任することができる。なお、下記のいずれかに該当する場合は、選出を免除される。</p> <p>(1) 過去に会長・副会長を引き受けたものは、以降の地区安全委員への選出を免除される。会長・副会長以外の役員・常置委員長経験者は、児童 1 名分の地区安全委員への選出を免除される。</p> <p>(2) 過去の経験者も含め、人権協常任委員を引き受けた者は、児童 1 名分の地区安全委員選出を免除される。</p> <p>(3) 過去の経験者も含め、地区安全委員長を引き受けたものは、以降の常置委員への選出は免除される。</p>	<p>・現細則の「〇〇年度より（以降）」は「過去に」「過去の」に言い換える。</p> <p>・「第 1 条を準用」→「第 1 章第 1 条を準用」に修正</p> <p>・ 3 の 1 「地区安全委員は原則として 1 人の児童につき一度は委員を引き受けるものとする。」 →「一般会員は原則として 1 人の児童につき一度は地区安全委員を引き受けるものとする。」に言い換え。</p> <p>・「3 の 1」～「3 の 3」を「3」にまとめる。</p>